



スカパーJSAT

SAD-L1-22-002

Sat-Qサービス 契約約款

第3版
(令和5年2月)

スカパーJSAT株式会社

Sat-Qサービス契約約款 目次

第1章 総則	1
第1条 (約款の適用)	1
第2条 (約款の変更)	1
第3条 (用語の定義)	1
第4条 (提供区域)	2
第2章 Sat-Qサービスの内容	3
第5条 (Sat-Qサービスの内容)	3
第6条 (Sat-Qサービスの提供に使用する人工衛星)	3
第7条 (Sat-Qサービスの提供に使用する周波数)	3
第8条 (HUB設備)	3
第9条 (電気通信回線の一端)	3
第10条 (VSAT地球局設備)	3
第11条 (無線局の免許の申請等)	4
第12条 (無線従事者の選任)	4
第3章 利用契約の締結等	5
第1節 契約の単位等	5
第13条 (契約の単位)	5
第2節 利用申込及び利用契約の締結	5
第14条 (利用申込の方法)	5
第15条 (利用開始日)	5
第16条 (利用期間等)	5
第17条 (利用申込の承諾)	5
第3節 他人利用請求	6
第18条 (他人利用等)	6
第4節 利用契約者が行う利用契約事項の変更の請求	6
第19条 (利用開始日の変更の請求)	6
第20条 (その他の利用契約に関する事項の変更の請求)	6
第21条 (変更の請求に対する承諾)	6
第5節 当社が行う利用契約の変更	7
第22条 (トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)	7
第6節 Sat-Qサービスの利用の終了等	7
第23条 (利用契約者が行うSat-Qサービスの利用の終了)	7
第7節 利用契約等の解除	7
第24条 (当社が行う利用契約の解除)	7
第25条 (利用契約者が行う利用契約の解除)	8
第4章 Sat-Qサービスの提供の中止及び停止	9
第26条 (Sat-Qサービスの提供の中止)	9
第27条 (Sat-Qサービスの提供の停止)	9

第28条 (Sat-Qサービスの品目の廃止)	9
第29条 (トラフィックの制限等)	10
第5章 他社回線との接続-----	11
第30条 (他社回線接続の請求)	11
第31条 (他社回線接続の請求の承諾等)	11
第6章 利用回線の利用の制限-----	12
第32条 (利用回線の利用の制限)	12
第7章 料金等-----	13
第1節 料金等の支払義務-----	13
第33条 (料金)	13
第34条 (月額サービス利用料の支払義務)	13
第35条 (設定変更料の支払義務)	13
第36条 (無線局免許取扱手数料の支払義務)	13
第37条 (解除料の支払義務)	13
第38条 (支払いを要しない料金)	13
第2節 料金の計算-----	14
第39条 (料金の計算方法等)	14
第3節 割増金及び延滞利息-----	14
第40条 (割増金)	14
第41条 (延滞利息)	14
第4節 違約金-----	14
第42条 (違約金)	14
第8章 保守-----	15
第43条 (HUB局の検査及びVSAT地球局設備の点検)	15
第44条 (利用契約者の維持責任)	15
第45条 (利用契約者の切分責任)	15
第46条 (利用回線の修理又は復旧の順位)	15
第9章 損害賠償等-----	17
第47条 (損害賠償)	17
第48条 (免責)	17
第10章 その他の提供条件-----	18
第49条 (通信の秘密の保護)	18
第50条 (VSAT地球局設備の据付けに関する申請等)	18
第51条 (電波干渉に要する工事等)	18
第52条 (法令に規定する事項)	18
第53条 (利用契約者の義務)	18
第54条 (その他の提供条件)	19
附 則-----	20

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このSat-Qサービス契約約款 (Sat-Qサービス契約約款細則 (以下「細則」といいます。)) を含みます。以下「約款」といいます。) 及びSat-Qサービス料金表 (以下「料金表」といいます。) を定め、これによりSat-Qサービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、利用契約者の一般の利益に適合する場合、又は電気通信サービスの提供環境の変化、法令の変更その他相当の事由があるなど、約款の目的、変更の必要性、変更後の内容の相当性等を考慮して合理的であると判断した場合には、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更する場合には、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を利用契約者に周知するものとします。

(用語の定義)

第3条 この約款及び料金表においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線	電気通信設備たる回線
4 人工衛星	当社が保有及び運用する人工衛星 (他社と共同で保有する場合は他社の専有部分を除きます。)
5 トランスポンダ	人工衛星に搭載されたSat-Qサービスの提供に係る電波中継器 (送受信アンテナを含みます。)
6 インターネット接続網	主としてデータ通信の用に供する事を目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は影像の伝送を行う為の電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。)
7 Sat-Qサービス	HUB 設備と VSAT 地球局設備の間に当社が当社指定の人工衛星を介して設置する電気通信回線を使用し、かつ、当社が他の電気通信事業者から提供を受ける電気通信設備を通じてインターネット接続網に接続することにより通信を提供する電気通信サービスで、主に、画像、音声を中継するために提供するサービス
8 利用申込	利用契約の申込み
9 利用申込者	Sat-Qサービスの利用に係る申込をした者
10 利用契約	Sat-Qサービスに係る契約
11 利用契約者	当社とSat-Qサービスに係る契約を締結している者
12 トラフィック	利用回線の利用状況
13 利用回線	利用契約に基づきSat-Qサービスの用に供する電気通信回線
14 端末設備	利用回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内 (これに準ずる区域内を含みます。)
15 自営端末設備	利用契約者が設置する端末設備

16 自営電気通信設備	電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年12月25日法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条第1項の登録を受けた者及び事業法第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であつて、端末設備以外のもの
17 端末設備等	利用回線に接続する端末設備その他の電気通信設備
18 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び利用回線端末等の接続の技術的条件
19 無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備
20 無線局	電波法(昭和25年法律第131号。以下「電波法」といいます。)に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。ただし、受信のみを目的とするものは除く
21 人工衛星局	Sat-Qサービスの提供に係る、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「電波法施行規則」といいます。)に規定される人工衛星に開設する無線局
22 地球局	Sat-Qサービスの提供に係る、電波法施行規則に規定される人工衛星局と通信を行うため地表に開設する無線局
23 地球局設備	Sat-Qサービスの提供に係る地球局の無線設備で、アンテナからベースバンド信号処理装置にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備
24 HUB設備	当社が設置し運用するSat-Qサービスの提供に係る監視及び制御を行う、細則13(HUB設備の据付け場所)に定める地球局設備
25 VSAT地球局	Sat-Qサービスを利用するために利用契約者が据付ける地球局
26 VSAT地球局設備	VSAT地球局の無線設備で、アンテナからベースバンド信号の変調機又は復調機(他の装置と容易に切り離してできない一体構造の場合はその装置)にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備
27 トランスポンダ障害	トランスポンダが細則12(トランスポンダ技術仕様)に定める仕様を維持できなくなった状態
28 警察機関	警察法(昭和29年法律第162号)による警察庁又は都道府県警察の機関
29 消防機関	消防組織法(昭和22年法律第226号)に規定する国又は地方公共団体の消防の機関
30 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、一の題号について8,000部以上であること
31 放送事業者	電波法の規定により放送局の免許を受けた者
32 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース30欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社
33 国又は地方公共団体等	国、地方公共団体、それらの地方支分部局、又は主としてそれらの機関に衛星通信のサービスを提供する公益法人
34 消費税相当額	消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
35 YSCC	当社が設置し運用する横浜衛星管制センターの総称
36 SPW	当社が設置し運用する山口ネットワーク管制センターの総称

(提供区域)

第4条 Sat-Qサービスの提供区域は日本全国(一部離島を除く)とします。

第2章 Sat-Qサービスの内容

(Sat-Qサービスの内容)

第5条 Sat-Qサービスは、HUB設備の制御をうけたVSAT地球局設備を用いIP データ通信を行うサービスです。

(Sat-Qサービスの提供に使用する人工衛星)

第6条 Sat-Qサービスの提供に使用する人工衛星は、当社が指定します。

(Sat-Qサービスの提供に使用する周波数)

第7条 Sat-Qサービスに使用する周波数は、当社が指定します。

(HUB設備)

第8条 当社は、当社の責任と負担において仕様を決定し、調達し、日本国内に据付けたHUB設備を使用してSat-Qサービスを提供します。

2 当社は、HUB設備の仕様、据付け場所を変更することがあります。

(電気通信回線の一端)

第9条 当社は、HUB設備と、人工衛星を介し利用契約者が指定した地点に利用契約者が据え付けるVSAT地球局設備との間に電気通信回線を設置し、これを専用回線の一端とします。

2 当社は、前項のVSAT地球局設備の地点を定めるときは、利用契約者と協議します。

(VSAT地球局設備)

第10条 利用契約者がSat-Qサービスに利用するVSAT地球局設備については、当社が指定するVSAT地球局設備を使用していただきます。

2 利用契約者はVSAT地球局設備の据え付けについて、利用契約者の責任と負担において設置並びに調整を行っていただきます。

3 利用契約者は、VSAT地球局設備について、別に定める「VSAT地球局設備等の条件」を遵守していただきます。また、当該「VSAT地球局設備等の条件」が変更された場合、利用契約者の責任と負担において条件を遵守していただくものとします。

4 利用契約者は、VSAT地球局設備を適正な状態に保つため、利用契約者の責任と負担において保守作業を行っていただきます。

5 利用契約者は、VSAT地球局設備が故障又は滅失若しくは毀損等したときは、利用契約者の責任と負担において、その交換、修理その他の工事等を行っていただきます。

6 VSAT地球局設備を追加、変更、取り換え又は移転するときは、その追加、変更、取り換え又は移転をしたVSAT地球局設備について前5項を適用します。

7 利用契約者は、HUB設備に接続されるインターネット接続網を介しインターネットに接続することができます。当該インターネット接続網にかかる提供条件は、特段の定めのない限り、当社の指定する第三者の定める提供条件に準じるものとします。

8 利用契約者は、利用契約者の都合により、VSAT地球局設備の設定変更が必要となった場合は、設定変更を行う1ヶ月前までに当社にその設定変更の作業を依頼していただきます。本項に基づく設定変更作業については、第35条(設定変更料の支払義務)に基づき、設定変更料の支払いが必要になります。

(無線局の免許の申請等)

第11条 当社は、Sat-Qサービスの提供に係る地球局及び人工衛星局の無線局の免許人となります。

- 2 当社は、Sat-Qサービスの提供に係る地球局及び人工衛星局の無線局免許の取得、更新及び変更並びに無線局の廃止に関し、電波法上の手続きを行います。

(無線従事者の選任)

第12条 Sat-Qサービスの利用に係る地球局の操作は、利用契約者が指定する無線従事者(電波法及び無線従事者規則(平成2年郵政省令第18号)の規定に基づき無線従事者の免許を受けた者をいいます。)に行っていただきます。ただし、電波法及び電波法関係法令に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の無線従事者を選任又は解任します。

第3章 利用契約の締結等

第1節 契約の単位等

(契約の単位)

第13条 当社は、一のVSAT地球局設備ごとに利用契約を締結します。

2 一の利用契約について利用契約者は1人とします。

第2節 利用申込及び利用契約の締結

(利用申込の方法)

第14条 利用申込にあたっては、次に掲げる事項を記載した当社所定のSat-Qサービス申込書を当社に提出していただきます。

- (1) VSAT地球局設備の数及び常置場所
 - (2) Sat-Qサービスの利用開始希望日
 - (3) その他利用申込の内容を特定するための事項
- 2 前項に記載されるSat-Qサービスの利用開始希望日は、利用申込の日から起算して6か月が経過した日を超えない日で定めていただきます。
- 3 利用申込者は当社から要求がある場合には、その事業内容を証する書類を提出していただきます。

(利用開始日)

第15条 当社は、第14条(利用申込の方法)第1項第(2)号の利用開始希望日を基準に、Sat-Qサービスの提供に係る電気通信設備の有無等を考慮し、利用申込者と協議の上、Sat-Qサービスの利用開始日(以下「利用開始日」といいます。)を定めます。

(利用期間等)

第16条 Sat-Qサービスの利用期間(以下「利用期間」といいます。)は、第15条(利用開始日)に規定する利用開始日に開始し、第23条(利用契約者が行うSat-Qサービスの利用の終了)に基づく利用契約の終了となる日又は第24条(当社が行う利用契約の解除)若しくは第25条(利用契約者が行う利用契約の解除)に基づく利用契約の解除となる日までとします。

2 Sat-Qサービスの利用期間は利用開始日より12 か月となる日が属する月の末日を最低利用期間として定め、当該期間経過後は、利用契約者より第23条(利用契約者が行うSat-Qサービスの利用の終了)に基づく書面による契約終了の申し入れ無き場合には以降1ヶ月単位で延長します。

(利用申込の承諾)

第17条 当社は、利用申し込みが第3条第7項に定める事業者からなされた場合には、利用申込に対して、利用申込を受け付けた順序に従い、次に掲げる事項について記載した当社所定の利用契約書の取り交わし又はこれに準じる承諾書の発行をもって承諾します。ただし、第32条(利用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、第46条(利用回線の修理又は復旧の順位)の表に掲げる順位に従って承諾することがあります。

- (1) VSAT地球局設備の数及び常置場所
- (2) Sat-Qサービスの利用開始日
- (3) その他利用契約の内容を特定するための事項

- 2 当社は、前項の規定に拘らず、次のいずれかに該当する場合には、利用申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込みのあったSat-Qサービスを提供するために使用する電気通信設備の容量が無いとき。
 - (2) 申込みのあったSat-Qサービスを提供するために必要な無線局免許が取得されていないとき。
 - (3) 申込みのあった利用回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (4) 申込みのあったSat-Qサービスの利用開始希望日にSat-Qサービスの提供の開始ができないとき。
 - (5) 利用申込者がSat-Qサービスの料金その他の債務(この約款の規定により支払いを要する利用料等の料金、工事費に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この約款において同じとします。)のいずれかの支払いを過去に怠り、もしくは現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (6) その他Sat-Qサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第3節 他人利用請求

(他人利用等)

第18条 利用契約者は、Sat-Qサービスを利用契約者以外の者に利用させる場合は、その利用者をあらかじめ当社に届け出ていただきます。又、その利用者を変更する場合も、あらかじめ当社に届け出ていただきます。

- 2 利用契約者は、Sat-Qサービスを利用契約者以外の者に利用させる場合は、この約款に基づく利用契約者の義務をその利用者にも厳守させ、又その利用者がSat-Qサービスの利用に関連してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

第4節 利用契約者が行う利用契約事項の変更の請求

(利用開始日の変更の請求)

第19条 利用契約者は、利用開始日の変更の請求ができます。ただし、変更後の利用開始日は利用契約に定めた当初の利用開始日から60日を超えない日としていただきます。

- 2 前項の規定に拘らず、利用契約者は、利用契約者の責に帰し得ない無線局免許の取得の遅れにより利用開始日にSat-Qサービスの利用を開始できない場合は、利用契約に定めた当初の利用開始日から60日を超えて利用開始日を延期することができます。
- 3 利用契約者は、当社の責により利用開始日にSat-Qサービスの利用を開始できない場合は、請求によらず、利用契約に定めた当初の利用開始日から60日を超えて利用開始日を延期することができます。

(その他の利用契約に関する事項の変更の請求)

第20条 利用契約者は、その他の利用契約に関する事項の変更の請求ができます。

- 2 その他の利用契約に関する事項について変更を行う場合は、当社はその変更内容等について利用契約者と協議して定めます。

(変更の請求に対する承諾)

第21条 当社は、第19条(利用開始日の変更の請求)から前条(その他の利用契約に関する事項の変更の請求)までの規定に基づいて利用契約事項の変更の請求があったときは、第15条(利用開始日)から第17条(利用申込の承諾)の規定に準じて承諾します。

第5節 当社が行う利用契約の変更

(トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)

第22条 当社は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生したため又はHUB設備に障害が発生したためSat-Qサービスを提供できない場合において、利用契約に定めた利用契約事項と異なる利用契約事項によってSat-Qサービスを提供できるときは、利用契約者にその旨を書面で通知します。利用契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後30日以内にその利用契約の利用契約事項の変更の請求をしていただきます。

第6節 Sat-Qサービスの利用の終了等

(利用契約者が行うSat-Qサービスの利用の終了)

第23条 利用契約者は、第16条(利用期間等)第2項に定める最低利用期間以降にSat-Qサービスの利用の終了を希望する場合は、終了しようとする日の1ヶ月前までに当社に書面により通知していただきます。

第7節 利用契約等の解除

(当社が行う利用契約の解除)

第24条 当社は、次のいずれかの場合には、利用契約を解除することがあります。

- (1) 利用契約者が当社に提出した利用申込の内容が事実と相違していることが判明したとき。
 - (2) 利用契約者が約款の規定に基づき支払うべき料金その他債務について、料金表通則8(料金等の支払期日)に定める支払期日までに支払わず、当社が相当の期間を定めて支払いの履行の催告を行ったにも拘らず、当該料金又は債務を支払わなかったとき。
 - (3) 第27条(Sat-Qサービスの提供の停止)の規定に基づくSat-Qサービスの停止をした場合で停止期間が14日以上となったとき
 - (4) 利用契約に係るトランスポンダにトランスポンダ障害が発生したため又はHUB設備に障害が発生したためSat-Qサービスが提供できない場合において、利用契約者が第22条(トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)の規定に基づく当社からの通知受領後30日以内に利用契約の変更を行わなかったとき。
 - (5) トランスポンダにトランスポンダ障害が発生し、そのトランスポンダ以外のトランスポンダによっても、利用契約で定めた利用契約事項によるSat-Qサービスの提供ができず、かつ利用契約で定めた利用契約事項と異なる利用契約事項によるSat-Qサービスの提供もできないとき。
 - (6) 当社の電気通信設備又はサーバ等に障害が発生し、利用契約で定めた利用契約事項と異なる利用契約事項によるSat-Qサービスの提供もできないとき。
- 2 当社は、前項第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号の規定により利用契約を解除するときは、あらかじめ、利用契約者にその旨書面で通知しますが、前項第(5)号又は第(6)号の規定によるときは、口頭でその旨通知し、事後すみやかに書面で確認します。
- 3 当社は、第27条(Sat-Qサービスの提供の停止)第1項第(1)号から第(9)号の各号の規定のいずれかに該当する場合でその事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、Sat-Qサービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。

- 4 当社は、前3項の規定に基づき利用契約を解除しようとするSat-Qサービスが、第32条(利用回線の利用の制限)の表に掲げる機関に係るものであるときは、あらかじめ、その利用契約者と協議します。ただし、利用契約者が約款に基づく料金その他債務の支払いを遅滞したときは、この限りではありません。
- 5 当社は、第27条(Sat-Qサービスの提供の停止)第2項の規定に該当したときは、同条同項に基づくSat-Qサービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。

(利用契約者が行う利用契約の解除)

第25条 利用契約者は、当社から次のいずれかの通知を受けたときは、通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。

- (1) 利用契約において、利用契約者の責に帰しえない事由に基づきSat-Qサービス提供開始が利用契約に定めた当初のサービス利用開始日より60日以上遅れる旨の通知。
 - (2) 第22条(トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)の規定に基づく利用契約の変更の通知。ただし、当該変更が利用契約者の利用形態に影響を及ぼさない場合を除きます。
 - (3) 第26条(Sat-Qサービスの提供の中止)第1項第(2)号の規定に基づきSat-Qサービスの提供を中止する旨の通知。
- 2 利用契約者は、利用契約に基づくSat-Qサービスの料金の額が約款又は料金表の変更のため増加する旨の通知を当社から受けたときは、変更後の約款又は料金表の実施期日又はその実施期日以降の日を利用契約の解除の日(以下「契約解除日」といいます。)として、通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
 - 3 利用契約者は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生したため又はHUB設備に障害が発生したためSat-Qサービスを利用できない場合であって、当社がその事実を知った時刻から当社が利用契約者にSat-Qサービスの復旧を通知した時刻までの時間が、連続24時間以上もしくは連続する30日の間に累計48時間以上となった旨の通知を当社から書面により受けたときは、その通知受領後30日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
 - 4 当社は、利用契約者の責に帰し得ない事由に基づくVSAT地球局設備の滅失又は毀損によって、Sat-Qサービスを全く利用できない状態が6か月以上継続すると当社が認めたとき又は全く利用できない状態と同程度の状態が6か月以上継続すると当社が認めたときは、利用契約者にその旨書面で通知します。利用契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後90日以内に書面による通知によって、利用契約を解除することができます。
 - 5 利用契約者は、前4項による事由以外の事由によっても利用契約を解除することができます。この場合、利用契約者は、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。
 - 6 前項の場合の契約解除日は、当社が通知を受領した日が属する月の翌月の末日とします。

第4章 Sat-Qサービスの提供の中止及び停止

(Sat-Qサービスの提供の中止)

第26条 当社は、次のいずれかの場合には、Sat-Qサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備又はサーバ等の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第32条(利用回線の利用の制限)の規定に該当するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりSat-Qサービスの提供を中止するときは、あらかじめ、その旨を利用契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(Sat-Qサービスの提供の停止)

第27条 当社は、利用契約者が次のいずれかに該当する場合には、その事実が解消されるまで、Sat-Qサービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。

- (1) 利用契約者が利用契約の規定により支払うべき料金その他の債務について、料金表通則8(料金等の支払期日)に定める支払期日までに支払わなかったとき。
 - (2) 第49条(通信の秘密の保護)の規定に違反したとき。
 - (3) 第51条(電波干渉に要する工事等)の規定に違反したとき。
 - (4) 当社が指定するトランスポンダ、周波数、帯域幅及び電力を遵守しないとき。
 - (5) 当社の承諾を得ずに、利用回線の一端に自営端末設備、自営電気通信設備又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続したとき。
 - (6) VSAT地球局設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他Sat-Qサービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備をVSAT地球局設備から取りはずさなかったとき。
 - (7) 第18条(他人利用等)第2項の規定に違反したとき。
 - (8) 第53条(利用契約者の義務)に違反したとき。
 - (9) 利用契約者のVSAT地球局設備が、当社又は他社の人工衛星や他の利用契約者の電気通信設備に対して電波干渉を与えているとき又は与えている恐れがあるとき。
 - (10) 第18条(他人利用等)の規定に違反した場合で、利用契約者以外の者のなす行為が前(9)号のいずれかに該当したとき。
 - (11) 公序良俗に反する迷惑行為及び違法行為があったとき。
- 2 当社は、利用契約者のSat-Qサービスの利用によって、当社が電波法及び放送法に規定する放送を行うこととなるとき又は行うに至ったときは、Sat-Qサービスの提供を停止します。
- 3 当社は、Sat-Qサービスの提供を停止するときは、あらかじめ、その理由、提供を停止する日及び期間を利用契約者に通知します。ただし、前項の規定による場合又は緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 4 当社は、提供を停止するSat-Qサービスが第32条(利用回線の利用の制限)の表に掲げる機関に係るものであるときは、前3項の規定に拘らず、そのSat-Qサービスの提供の停止について、あらかじめ、その利用契約者と協議します。ただし、その停止が第2項の規定によるものであるときは、この限りではありません。

(Sat-Qサービスの品目の廃止)

第28条 当社は、都合によりSat-Qサービスの特定の品目を廃止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により特定の品目を廃止するときは、当該品目等のSat-Qサービスを利用している利用契約者に対し6ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(トラフィックの制限等)

第29条 当社は、利用契約者のSat-Qサービスの利用形態が、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めたときは、そのトラフィックの制限等の措置を講ずることがあります。

第5章 他社回線との接続

(他社回線接続の請求)

第30条 利用契約者は、利用回線の一端において、又は利用回線の一端に接続されている端末設備等を介して当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続する場合は、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(他社回線接続の請求の承諾等)

第31条 当社は前条(他社回線接続の請求)の請求があったときは、その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。

2 当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第6章 利用回線の利用の制限

(利用回線の利用の制限)

第32条 当社は、Sat-Qサービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている利用回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。)以外の利用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社の機関
放送事業者の機関
通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

第7章 料金等

第1節 料金等の支払義務

(料金)

第33条 当社が提供するSat-Qサービスの料金は、料金表に定めるところによります。

(月額サービス利用料の支払義務)

第34条 利用契約者は、利用開始日から契約解除日までの期間について、料金表第1表(月額サービス利用料)に規定する月額サービス利用料を支払っていただきます。

2 利用契約者は、第27条(Sat-Qサービスの提供の停止)の規定に基づくSat-Qサービスの提供の停止の期間についても料金表第1表(月額サービス利用料)に規定する月額サービス利用料を支払っていただきます。

(設定変更料の支払義務)

第35条 利用契約者は、第10条(VSAT地球局設備)第8項により、当社に設定変更作業を依頼したときは、料金表第3表(設定変更料)に規定する設定変更料を支払っていただきます。

(無線局免許取扱手数料の支払義務)

第36条 利用契約者は、電波法に定める特定無線局(包括免許制度適用の無線局)とする無線局以外の無線局に関し、電波法及び電波法関係法令の規定に基づく事務及び作業を行ったときは、料金表第3表(無線局免許取扱手数料)に規定する無線局免許取扱手数料を支払っていただきます。

(解除料の支払義務)

第37条 利用契約者は、利用開始日の前日までの日に第25条(利用契約者が行う利用契約の解除)第5項の規定に基づき利用契約を解除するときは、料金表第4表(解除料)に規定するSat-Qサービスの解除料(以下「解除料」といいます。)を支払っていただきます。

2 利用契約者は利用開始日以降に第25条(利用契約者が行う利用契約の解除)第5項の規定に基づき利用契約を解除したとき、又は当社が第24条(当社が行う利用契約の解除)第1項第(1)号、第(2)号、第3項もしくは第5項の規定に基づき利用契約を解除したときは、解除料を支払っていただきます。

3 前2項の解除料算定の基準となる料金は消費税相当額を加算しない額とします。

(支払いを要しない料金)

第38条 利用契約者は、当社が第26条(Sat-Qサービスの提供の中止)の規定に基づき利用契約に係るSat-Qサービスの提供を中止した場合で、中止した時刻から起算して12時間以上その中止が連続したときは、中止した時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する料金の支払いを要しません。

2 前項の規定によるほか、利用契約者は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生したこと又は利用契約者の責に帰し得ない事由によるHUB設備の使用不能(太陽雑音、激しい降雨、電波干渉その他当社が管理できない事情による使用不能は除きます。)により、利用契約に係るSat-Qサービスの全部又は一部に係る利用回線を全く利用できない状態(その利用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)となった場合で、そのことを当社が知った時刻から起算して12時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻以後の利用ができなかった時間(12時間の倍数である部分に限ります。)に対応する料金(月額サービス利用料に限ります)の支払いを要しません。

- 3 第10条(VSAT地球局設備)第7項の定めにかかわらず、Sat-Qサービスの中止がインターネット接続網に起因する場合の支払いを要しない料金は、本条の定めのとおりとします。
- 4 利用契約者は、前3項の規定に基づく場合のほかは料金の支払いを要します。
- 5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。ただし、返還される料金に対しては利息を付しません。

第2節 料金の計算

(料金の計算方法等)

第39条 料金の計算方法等は、料金表通則に定めるところによります。

第3節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第40条 利用契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

(延滞利息)

第41条 利用契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

第4節 違約金

(違約金)

第42条 利用契約者は、当社が第27条(Sat-Qサービスの提供の停止)の規定に基づき利用契約者にSat-Qサービスの提供の停止を通知したにも拘らず、停止しなければならない時刻を経過しても利用を停止しないときは、料金表第5表(違約金)に規定する違約金を当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

第8章 保守

(HUB局の検査及びVSAT地球局設備の点検)

第43条 当社は、電波法及び電波法関係法令に基づき地球局の検査を受けようとするとき、又は保守のために地球局設備等を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日及び検査等を行う場所を利用契約者に通知します。

2 利用契約者は、前項の通知があったときは、その検査及び点検を拒んではなりません。

(利用契約者の維持責任)

第44条 利用契約者は、VSAT地球局設備に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 利用契約者が行うVSAT地球局設備の保守に要する費用は、利用契約者に負担していただきます。

3 利用契約者は、VSAT地球局設備が故障した場合又は滅失もしくは毀損した場合、その修理又は復旧を行うものとします。

4 利用契約者が行うVSAT地球局設備の工事、修理又は復旧に要する費用は利用契約者に負担していただきます。

(利用契約者の切分責任)

第45条 利用契約者は、Sat-Qサービスを利用することができなくなった場合は、自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の利用契約者による確認に際して、利用契約者から要請があったときは、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を利用契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験によりSat-Qサービスの提供に係る当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、利用契約者の請求により当社の係員を派遣した場合は、利用契約者にその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を請求することがあります。

(利用回線の修理又は復旧の順位)

第46条 当社は、利用回線が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第32条(利用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその利用回線を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の利用回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りです。

順位	修理又は復旧する利用回線
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関(海上保安庁の機関を含みます。)に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの

2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社の機関に設置されるもの 放送事業者の機関に設置されるもの 通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位、第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償等

(損害賠償)

- 第47条** 当社は、利用契約に係るSat-Qサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその全部又は一部の提供をしなかったときは、そのSat-Qサービスの全部又は一部に係る利用回線が全く利用できない状態(その利用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して12時間以上その状態が連続した場合に限り、当該利用契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、利用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(12時間の倍数である部分に限り)に対応する月額サービス利用料(そのSat-Qサービスの一部を提供しなかった場合は、その部分に係る月額サービス利用料)を利用契約者の被った損害とみなし、その額に限り賠償します。
 - 3 当社は、トランスポンダにトランスポンダ障害が発生したため又はHUB設備に障害が発生したため、第22条(トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)の規定に基づき利用契約の変更を行う場合であって、第1項に該当するときは、利用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から同条の規定に基づき利用契約者が当社から利用契約の変更の通知を受領した時刻までの期間に限り、前2項の規定を準用して利用契約者の損害を賠償します。
 - 4 前2項の場合において、利用回線が全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金の額の算定にあたっては、料金表通則6(月額料金の日割)第2号及び料金表通則7(端数処理)の規定に準じて取扱います。
 - 5 第10条(VSAT地球局設備)第7項の定めにかかわらず、Sat-Qサービスにかかるインターネット接続網に起因して第1項に該当する場合の損害賠償の取り扱いは、本条の定めのとおりとします。
 - 6 第1項、第3項及び第5項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりSat-Qサービスを提供しなかったときは、第2項、第4項及び前項の規定は適用しません。

(免責)

- 第48条** 当社は、Sat-Qサービスの提供の開始が利用契約に定めた利用開始日より遅れた場合であっても、前条(損害賠償)の規定に基づく損害賠償責任を負わず、又利用契約者がこれによって被る損害に対しても一切の賠償責任を負いません。
- 2 当社は、当社が行うVSAT地球局設備の追加、変更、取り換え、修理、復旧、移転又は撤去の工事にあたって、利用契約者(第18条(他人利用等)の規定に基づきSat-Qサービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)の土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合でも、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
 - 3 当社は、この約款又は利用回線端末等の接続の技術的条件の規定の変更により利用契約者が自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
 - 4 利用契約者が、Sat-Qサービスの利用による迷惑行為を行い、第三者が被害を被った場合、利用契約者がこれを解決することとし、当社は損害賠償責任を負わず利用契約者の被る損害の賠償請求に応じません。

第10章 その他の提供条件

(通信の秘密の保護)

第49条 当社は、通信の秘密が侵される恐れがある場合であって、当社が必要と認めるときは、利用契約者に、Sat-Qサービスを利用して伝送する符号、音響又は影像を利用契約者(第18条(他人利用等)の規定に基づきSat-Qサービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)以外の者が傍受できない措置をとっていただくことがあります。

(VSAT地球局設備の据付けに関する申請等)

第50条 利用契約者は、VSAT地球局設備の据付けに関し、電波法及び電気通信事業法以外の許認可又はその他の申請等が必要な場合は、利用契約者の責任と負担において、その申請等を実施していただきます。

(電波干渉に要する工事等)

第51条 利用契約者は、VSAT地球局設備の据付けに際し、電波干渉の調査及び分析、電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を利用契約者の責任と負担において実施していただきます。

2 利用契約者は、VSAT地球局設備の据付け完了後、前項の電波干渉対策が必要と当社が認めるときは、当社が指定する期日までに、必要な工事その他電波干渉対策を利用契約者の責任と負担において実施していただきます。

(法令に規定する事項)

第52条 Sat-Qサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(利用契約者の義務)

第53条 Sat-Qサービスの利用契約者は、当該サービスを利用するにあたって、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、規制薬物の乱用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
- (8) 他者になりすましてサービスを利用する行為
- (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (10) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (11) 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為

- (12) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (13) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負し、仲介し又は誘引する行為
- (14) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (15) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為
- (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する目的でリンクをはる行為
- (17) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(その他の提供条件)

第54条 Sat-Qサービスのその他の提供条件については、細則に定めるところによります。

附 則

(実施期日)

この約款は、令和2年6月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この約款は、令和4年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この約款は、令和5年2月1日から実施します。

資料名 Sat-Qサービス契約約款

資料番号 SAD-L1-22-002

令和 2年6月15日 第1版

令和 4年10月1日 第2版

令和 5年 2月1日 第3版

スカパーJSAT株式会社

東京都港区赤坂1-8-1

TEL :03-5571-7770
(宇宙事業部門代表)
